

RI 第 2560 地区の地区補助金要項
2015～16 年度 地区補助金申請（2016～17 年度実施）
国際ロータリー第 2560 地区ロータリー財団委員会
補助金小委員会 グローバル補助金小委員会

ロータリー財団の標語、使命

ロータリー財団の標語：世界で良いことをしよう

ロータリー財団の使命：ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育の支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること

補助金の目的

ロータリー財団の補助金は、人々によりよい生活をもたらす、地域社会のために活動するロータリアンを支援するものです。補助金には以下の種類があります。

補助金の種類と概要

補助金の種類

ロータリー財団の補助金は、以下の 2 つです。

A. 地区補助金

B. グローバル補助金

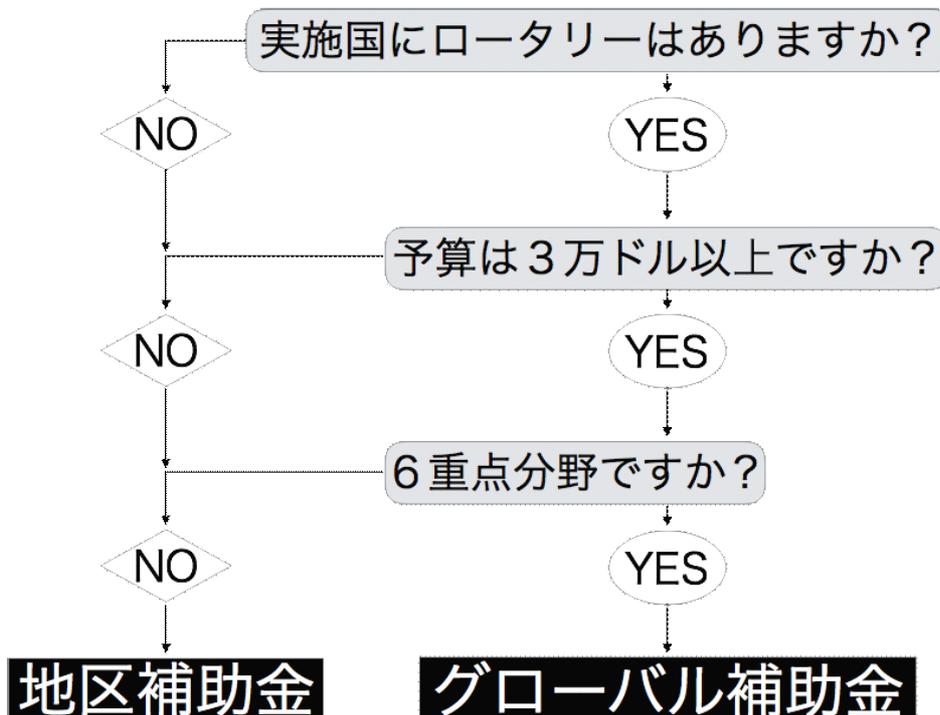
補助金の概要

地区補助金
地元や海外で行う小規模で短期（1 年以内に終了）の活動に活用する補助金です。 この補助金は地区が管理・配分しますので、クラブは地区の申請要件に従わなければなりません。

グローバル補助金
以下に該当する大規模な活動（3 万ドル以上）に活用する補助金です。 <ul style="list-style-type: none">・ 6 重点分野・ 実施地の人々が特定したニーズを満たす・ 実施地の人々が積極的に参加する・ ロータリーの活動が終了しても、実施地の人々が自力で取り組んでいくことができる（成果が持続する）・ 測定可能な成果をもたらす

第 2560 地区の地区補助金（DG=District Grants）

以下のチャートは、海外で行う活動やプロジェクトの為の補助金の選択方法の一例です。地元で行う活動やプロジェクトは、地区補助金を利用します。



第 2560 地区の地区補助金 (DG=District Grants)

申請要項

クラブは、ロータリーのある国と地域およびロータリーの無い国と地域で、使命に関連する以下の活動やプロジェクトの目的で、地区補助金を第 2560 地区ロータリー財団 補助金 小委員会に申請することができます。

・人道的・社会奉仕
・奨学金
・職業研修(VTT)
・災害支援

地区予算

地区補助金の財源は、3 年前の年次基金と恒久基金利息による DDF の 50%以下です。当地区は 50%を人道的・社会奉仕プロジェクト、奨学金、職業研修(VTT)、臨時費、管理費に配分致します。

申請の要件 (財団)

クラブは、ロータリー財団の「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」(以降「授与と受諾の条件」)を遵守しなければなりません。「授与と受諾の条件」はロータリー財団によって随時変更・修正されますので、申請前に必ず最新版である事を確認して参照して下さい。

※ 「ロータリー財団第 2560 地区要項」を必ず申請段階から報告書まで一つのファイルにまとめて保管をしてください」

第 2560 地区の地区補助金 (DG=District Grants)

申請の要件 (第 2560 地区) クラブの活動やプロジェクトは、当地区の要件に該当しなければなりません。

	プログラム	要件
地区要件	人道的・社会奉仕	<ul style="list-style-type: none"> ・既に進行中または完了したプロジェクトは不可 ・他団体が主体となり開始したプロジェクトは不可 ・なるべく多くの受益者が望ましい ・1 年以内に完了するプロジェクトや活動に利用できる
	奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・成績優秀な学生 ・18 歳未満の海外留学は不可 ・補助金受領者は、オリエンテーションを受けなければならない ・奨学金授与期間は 1 年を超えない
	職業研修 (VTT)	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な人材 ・補助金受領者はフルタイムで 2 年以上の職務経験を必要とする ・補助金受領者は、オリエンテーションを受けなければならない ・研修期間は 1 年を超えない ・職業研修チームの場合、交換する必要はない
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリアンの活動が財政援助や物品寄贈等にとどまらず、プロジェクトに積極的に関わっていないといけない ・審査は (不備の無い) 申請書受付順とする ・人道的に重要度が高いか、受益者は経済的に困難か ・クラブは、地区から参加資格の認定を受ける。(ロータリー財団補助金管理セミナーに参加し、MOU に署名の上、地区財団委員会に提出しなければならない。「クラブの参加資格認定：覚書(MOU)」参照) ・プロジェクトは年度内に終了するもの ・他の補助金との併用は不可 ・基本は一クラブ一申請とする ・プロジェクトの代表提唱クラブとして補助金を申請できるのは年度内 1 件です ・補助金を申請する他クラブ提唱のプロジェクトに参加する事は可能です ・ロータリアンの旅費は不可 ・利害の対立を回避、あるいは利害の対立の可能性を開示すること (次頁 「利害の対立の回避と可能性の開示」参照) ・物品の贈与のみは不可。 ・協力する団体がある場合には、補助金実施クラブと協力団体との覚書 (MOU) の地区への提出を行う。

A. 地区補助金

目的

地区補助金は、財団の使命と一致するプロジェクト、奨学金（ロータリー第 2560 地区奨学生）、旅行に充てるために地区に一括で支給される。ロータリアンが、地元や海外で財団の使命に沿った短期の活動やプロジェクトを実施するために活用できる補助金です。補助金は地区が管理し、一つまたは複数のプロジェクトに配分します。補助金を活用してプロジェクトを実施することを希望するクラブは、地区に資金を申請する必要があります。地区は、毎年、使用可能な地区活動資金（DDF）の 50%までを地区補助金として申請できます。（・人道的プロジェクト／・教育的プロジェクト）

第 2560 地区の地区補助金（DG=District Grants）

地区補助金申請書

活動内容に応じた第 2560 地区 ロータリー財団委員会の申請書（人道的・社会奉仕活動・奨学金）に漏れなく記入の上、見積書のコピーを添付します。見積書の宛先は、提唱ロータリークラブでなければなりません。（協力団体や受益者は不可）

利害の対立の回避と可能性の開示

ロータリアンは、補助金活動から直接的/間接的利益を受ける事はできません。ロータリアンの経営する団体や企業から、やむを得ない理由（その商品やサービスを扱っている業者がロータリアンの企業だけの場合など）で補助金により商品やサービスを購入する場合は、その旨申請書に記載して下さい。また、公正なプロセスを経て（相見積りや入札）ロータリアンの企業の商品やサービスを購入する場合も申請書に記載し、少なくとも当該企業を含む相見積書を添付して下さい。

支援先がたまたまロータリアンの運営する団体や施設で、ロータリアンに利益が無い場合には補助金活動が認められますが、これを申請書に開示して下さい。また、このロータリアンはプロジェクトに直接関与することはできません。

申請スケジュール

毎 年	2月頃	補助金管理セミナーに参加し、覚書に署名（資格認定）
	3月1日～3月31日	クラブは申請書を地区財団補助金小委員会に提出 受付順に第一次及び最終審査
	4月1日～4月30日	TRF（ロータリー財団）へ申請するかどうかクラブへ報告
	5月初旬	地区から TRF へ一括申請
	8月以降	地区の補助金オリエンテーションが終わり次第、クラブへ補助金交付

補助金口座

クラブは補助金専用口座を開設し、複数の補助金が同一の口座に混在せぬよう注意します。口座名は補助金専用とわかるものが望ましく、地区補助金と共にクラブの拠出金も一旦口座に入金して下さい。少なくとも 2 名以上の会員が入出金を管理しなければなりません。

補助金活動

地区補助金は、実施に先立ってロータリー財団により承認された活動のみに使用しなければなりません。やむを得ず活動の内容を変更する場合は、事前に地区財団補助金小委員会 に連絡して下さい。

※協力団体（NPO,NGO 等）とは必ず覚書(MOU)を交して下さい。

最終報告書

クラブは、プロジェクト終了後 2 ヶ月以内に最終報告書を補助金小委員会に提出しなければなりません。最終報告書には、プロジェクト口座と領収書のコピーを必ず添付して下さい。プロジェクトの記録写真は、2-3 枚以上添付してください。（チェックシート参照）

※ 会計監査の際は領収証と専用口座通帳の原本を提示していただきます。

※ プロジェクトの金額に申請時との差異が生じた場合には「ロータリー財団地区補助金（DG）金額差異報告書：様式 Z003-6」を添付して報告を必ず行って下さい。

第 2560 地区の地区補助金（DG=District Grants）

補助金と RI 為替レート（ロータリー・レート）

補助金の申請と支払を含む全ての資金のやりとりは、その時点の RI 為替レートを使用します。クラブへの補助金支払いは、地区が財団から一括して地区補助金を受領した時点における RI 為替レートで支払われます。

未使用の補助金

プロジェクト完了後に補助金の資金が残っている場合、あるいは為替差益による増額分は必ずプロジェクト関連費（プロジェクトのための追加の補給品など）に使用して下さい。残金が出る場合は金額の多寡に関わらず、速やかに地区に報告しなければなりません。

返金が必要とされる 500 ドルは、クラブでの残金ではなく、地区全体での未使用資金の合計です。地区は、クラブからの報告書で使用額と未使用額を確認する必要があり、この際に未使用金額が地区全体で 500 ドルを超える場合、地区はクラブから返金を要請し、地区がまとめて財団に返金します。(振込での返金の場合には銀行手数料はクラブ負担)

補助金授与額

クラブに対して配分される地区補助金額は、前年度のクラブの一人当たりの平均年次基金寄付実績に基づいての算定を原則とします。

《 基本補助金額 》

	プロジェクト総額	クラブ負担額	補助金
人道的・社会奉仕	下限なし	30%以上	70%以下
災害支援			

※ 奨学金や職業研修(VTT)に関してはクラブ負担額と補助金割合は規定しません。

《 寄付実績に基づく補助金額 》

3 前年度年次基金寄付実績	補助金支給限度額
会員 1 人当たり 99 ドル以下	上限 4,000 ドル
会員 1 人当たり 100～199 ドル	上限 5,000 ドル
会員 1 人当たり 200～299 ドル	上限 6,000 ドル
会員 1 人当たり 300 ドル以上	上限 7,000 ドル

上記金額はあくまで上限金額であり、3 前年度の地区全体の年次基金額で地区補助金の総額も毎年変動しますので、細部については委員会で最終的に審査して決定されます。

《 地区補助金の採択 》

補助金については地区予算と申請数が毎年変わるため地区ロータリー財団委員会の審査により補助金事業として採択された場合に補助金が授与されます。申請すれば必ず授与されるものではありません。